

『バタもっち』キャラクター利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、『バタもっち』のキャラクター（以下「キャラクター等」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、日本バター餅協会（以下「協会」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクター等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、北秋田市または協会が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ日本バター餅協会会長（以下「会長」）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の内容がわかる書類
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本品
- (3) その他会長が必要と認める書類

3 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が特産品の推進や北秋田市のPRに寄与すると認めるときは、キャラクター利用許可通知書（様式第2号）を送付し、許可するものとする。

(審査会の設置)

第4条 会長は、審査に当たって必要と認めたときは審査会を設置することができるものとする。

2 審査会は役員で構成するものとする。

(利用許可の制限)

第5条 キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 北秋田市及び協会の信用または品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教法人を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合

- (8) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと思えられる場合
- (9) その他会長が別に定める要件に該当する場合

(利用料)

第 6 条 キャラクター等の利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第 7 条 第 3 条第 3 項の規定による利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用内容のみに利用すること
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、利用状況がわかる完成品の写真等を提出すること。
- (3) 許可を受けた権利を譲渡または転貸しないこと

(許可内容の変更等)

第 8 条 利用者が利用許可の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第 3 号）を会長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許可し、変更許可通知書（様式第 4 号）を交付する。

(許可の取消し等)

第 9 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加または変更の許可があったときは、その追加または変更後のもの。以下同じ。）を取消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許可が取消された場合、許可取消の日から利用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反したとき
 - (2) 利用者が第 3 条の利用許可に付した条件に違反したとき
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 会長は、前項の規定による利用許可の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 会長は、利用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第 10 条 この規程による利用許可は、利用者が自己の商標や意匠とするなど独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品・利用者等について北秋田市及び協会の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第 1 1 条 北秋田市及び協会は、この規程による利用許可の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費または役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第 1 2 条 北秋田市及び協会は、キャラクター等の利用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクター等の利用に際し故意または過失により協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第 1 3 条 会長は、キャラクター等の利用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の利用許可の状況について情報を公開することができる。

（事務）

第 1 4 条 この規程に関する事務は、日本バター餅協会事務局が行う。

（その他）

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、平成 2 6 年 7 月 2 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。